

第 1 章 設計業務等積算基準

第1節 設計業務積算基準

1-1 適用範囲

この積算基準は、三者会議業務委託に適用する。

1-2 業務委託料

「設計業務等積算基準」による。

1-3 業務委託料の積算

「設計業務等積算基準」による。

1-4 設計変更の積算

「設計業務等積算基準」による。

第2節 電子成果品作成費

「設計業務等積算基準」による。

第 2 章 設計業務等標準歩掛

第1節 三者会議標準歩掛

1-1 三者会議

(1 業務当り)

区分	直接人件費						
	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
事前準備			0.5	0.5	0.5		
三者会議			0.5	0.5			
会議結果（協議記録等作成）				0.5	(0.5)		
報告書作成					0.5	0.5	
合計			1.0	1.5	(1.5) 1.0	0.5	

- (注) 1. 事前準備は三者会議の開催数によらず、1 業務当り 1 回の計上とする。
 2. 三者会議については往復旅行に係わる交通費の対象とし、1 開催当り 1 回として計上する。
 3. () は図面の修正や補足が必要な場合に計上する。ただし、構造計算が必要な場合は別途考慮する。

1-2 打合せ協議

(1 業務当り)

区分	直接人件費						
	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
業務着手時			0.5	0.5			
成果品納入時			0.5	0.5			